

5 まとめ

民生委員の在り方や担い手確保が課題となり、これに関する国での議論においても民生委員の活動の負担軽減に向けた環境改善や、民生委員でなければ行えない活動について整理する必要性が課題提起されるなど、民生委員の活動の負担軽減を図ることが必要とされている。その民生委員の活動の一つである証明事務については、民生委員が担当地域の住民の生活実態等を十分把握している前提に立って行われているが、地域の人間関係が希薄化しているなど、民生委員を取り巻く環境が大きく変わってきている現代において、求められる証明の内容によっては事実確認が困難であるなど、民生委員及び住民の双方にとって負担となっているといった実態が指摘されてきた。

今回、民生委員による証明事務について、民生委員及び住民の負担軽減に資するため、その必要性などの視点から、実施状況を調査したところ、住民の個人情報取り扱いや初対面での対応などについて民生委員及び住民が互いに苦慮している例がみられたほか、行政機関における申請内容の審査、認定等に証明自体が活用されているか民生委員が疑問を抱く例などがみられるなど、総じて証明事務に対する負担感等が明らかになり、以下のような状況がみられた。

(調査結果)

(1) 国の法令・通知等に基づく証明事務

国の法令・通知等に基づき第三者の証明が求められている手続について証明事務の実施状況を調査したところ、以下のとおり、他の公的書類等で事実関係の確認が可能であるにもかかわらず民生委員が証明を行うなど、民生委員及び住民に負担が生じている事例がみられた。

- ① 申請内容等の事実関係を示す公的書類等により事実確認が可能な証明であっても民生委員が証明しているもの
- ② 原則、申請内容等の事実関係の確認は公的書類等により行い、公的書類等では事実が確認できない場合に民生委員による証明を求めることとする、などの運用が徹底されていないもの
- ③ 民生委員による証明事務の見直しが行われたものの、その後も運用上の課題があるもの
- ④ 民生委員による証明が必要ないことが正しく周知されていないもの

(2) 地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務

地方公共団体独自の規定等に基づき第三者の証明が求められている手続について証明事務の実施状況を調査したところ、本調査の対象とした地方公共団体の中には、申請内容等を審査する際に、民生委員による証明以外に事実確認ができないと考えているためなどとして民生委員による証明を求めているものがある一方、必ずしも民生委員による証明がなくても審査、認定等を支障なく行うことができ

ているものがみられた。後者については、例えば、庁内の業務システムなどを用いた行政情報の連携により事実関係を把握したり、申請者から公的書類や事実関係を示す関係書類を求めたりして、民生委員による証明を求めている事例や、負担軽減を求める民生委員等からの意見を踏まえ証明事務を廃止することとした事例等があった。

(3) 地方公共団体における証明事務の見直しに向けた自主的な取組

本調査の対象とした地方公共団体の中には、民生委員の担い手確保対策の一環として、その活動の負担軽減を図るため、民生委員担当部局が中心となって行政手続の所管部局に働き掛け、証明事務の見直しに取り組む事例がみられた。

(所見)

(1) 国の法令・通知等に基づく証明事務

関係省庁（こども家庭庁、法務省、厚生労働省）は、民生委員及び住民の負担軽減を図る観点から、証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずる必要がある。

また、本調査の対象とした申請手続以外にも民生委員による証明が求められている手続等はあるものと考えられることから、各府省等において、独自に民生委員の証明事務の見直しに向けた取組が進められることが望まれる。

(2) 地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務及び地方公共団体における証明事務の見直しに向けた自主的な取組

本調査で把握した地方公共団体独自の事例は、民生委員の担い手確保に資するものであり、民生委員の活動の負担軽減を進めようとする地方公共団体（民生委員担当部局及び行政手続所管部局）の参考になると考えられる。このため、当省においては、これらの事例のような取組が今後、他の地方公共団体に広がることを期待し、民生委員制度を所管する厚生労働省及びこども家庭庁を通じ、各地方公共団体に情報提供することとしている。

(3) その他（「第三者証明」の課題）

本調査では、申請内容の審査、認定等に当たって、国の法令・通知等に基づき第三者の証明が必要とされている場合に、事実関係を示す客観的資料がなく、行政機関内で保有する情報等によっても事実が把握できないときは、民生委員を含め、申請内容に係る事情を知らない第三者は、申請者から状況を聴取しても、その事実の把握・確認には限界があるのではないか、などの意見も聴かれた。

この点、申請内容に虚偽があれば過料が賦課される場合があることを明示的に案内した上で第三者の証明を不要とする取組や、地方公共団体独自の申請手続で

は、職員自らが申請者から事情を聴取するなどにより申請内容の事実関係を確認するといった取組もみられた。

このように、国の各種申請手続等における「第三者証明」そのものの必要性など、その在り方について今後の課題がみられたところである。

